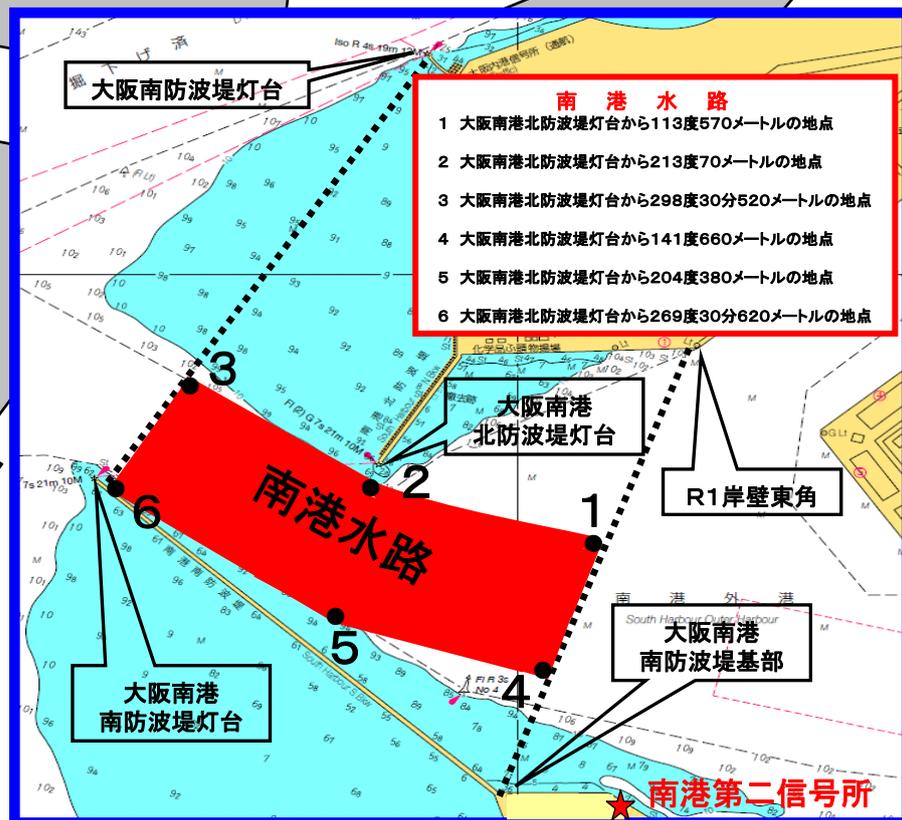


港則法施行規則改正のお知らせ

- ① 平成21年4月1日に港則法施行規則が改正され、阪神港大阪区の南港水路が大阪南港関門付近に変わります。
- ② 既存の南港信号所に加え、新たに大阪南港南防波堤基部付近に南港第二信号所を設置して信号を表示します。
- ③ 総トン数5千トン以上の船舶は、南港水路を航行して入航しようとするときは南港水路入口付近に達する予定時刻を、南港水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ前日の正午までに大阪海上保安監部に通報しなければなりません。



阪神港

大阪区

南港水路

南港

南港信号所

南港第二信号所

大阪南港南防波堤

- ・ 本件に関するお問い合わせ先
大阪海上保安監部航行安全課 Tel 06-6571-0223
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/>
- ・ 総トン数5千トン以上の船舶の各予定時刻の通報先
大阪海上保安監部港内交通管制室 Tel 06-6599-0175
無線電話による場合 呼出名称 おおさかハーバーレーダー
呼出・応答周波数 国際VHF CH16 通信周波数 国際VHF CH14、22